

令和6年1月定例総会議事録

- 日 時 令和6年1月18日（木） 午前9時30分～午前10時21分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）
 - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第7号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前9時30分 開会

○ 会長

皆さん、おはようございます。

今年は1月1日の年頭より能登半島で大変な地震が発生し、多くの方が被災されております。亡くなられた方に対してお見舞いを申し上げるとともに、早い復旧復興を願いたいと思います。今日は令和6年の第1回の総会でございますが、今後とも皆さんの審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど報告のとおり、本日の出席委員は20名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和6年1月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出7件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知13件、報告第3号 使用貸借解約通知3件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出1件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出6件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請6件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請11件、第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転6件、第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定45件、第7号議案 非農地通知について1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は1月9日、北部は1月10日に行っております。また、調査会については、南部が1月11日、北部が1月12日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、1番委員の北村タツ子委員、3番委員の中山光委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書14ページの農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の審議結果について、私から報告いたします。

令和6年1月15日に開催された第94回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページ及び 2 ページをお開きください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

1～7

○ 会長

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 7 番までの 7 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 3 ページから 5 ページまでをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

1～13

○ 会長

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 1 番から 13 番までの 13 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 6 ページをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1～3

○ 会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から 3 番までの 3 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1

○ 会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページ及び9ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1～6

○ 会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）

1

○ 会長

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。
北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

第1号議案 取消願（農地法第3条の規定による許可）、審議番号1番は、令和5年5月に許可をうけた案件ですが、譲受人の健康上の都合により、譲受人、譲渡人、双方合意の上で、取消願が提出されたものです。

なお、この案件について、調査会において審議したところ、取り消し事由はやむを得ないと判断し、願い出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書11ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1～3

○ **会長**

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会副会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、普通売買の案件、審議番号3番は、親族間の贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4～6

○ **会長**

審議番号4番から6番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号4番及び5番の2件は普通売買の案件、審議番号6番は贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から6番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○ **会長**

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会副会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農業施設」の農振の用途区分変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、農業施設の整備を計画したところ、申請地は耕作地に近く、適地と判断し申請されたものです。

委員から、申請地の雨水排水について確認したところ、事務局から、申請地西側の素掘り側溝及び溜枡から、北側水路へ放流される旨の説明がありました。

また、委員から素掘り側溝の土が崩れることで、雨水が流れなくなるのではとの質問が

あり、事務局から、排水に支障がないよう申請人が側溝の管理をしていく旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2・3

○ **会長**

審議番号2番及び3番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「貸駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は申請地の近隣に居住していますが、かねてから近隣店舗などの駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として整備し、貸し出したいと、申請されたものです。

委員から、申請地の北側道路側溝に砂利が流出しないように、適切に管理をしてほしい旨の意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、申請地の近隣に居住していますが、土砂災害特別警戒区域に立地しているため、住宅の移転を計画したところ、申請地は耕作地にも近く適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページ及び13ページ、並びに18ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

11

○ **会長**

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「住宅の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請 審議番号4番及び第4号議案 農

農地法第5条の規定による許可申請 審議番号11番は、転用目的が「住宅の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

今般、土地の調査を行ったところ、現在利用している自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、いずれも「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、いずれも「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2

○ **会長**

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題

とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会副会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道付近で、交通の便が良く、近隣に教育施設があり、住環境が良いため、住宅地として適地と判断し、申請されたものです。

委員から、北側水路の既設木柵について確認があり、申請人から、撤去する旨の回答がありました。

また、委員から、工事の際は周辺住民への配慮を行ってほしい旨の意見があり、申請人から了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。先ほど南部調査会副会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページから17ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3～10

○ **会長**

審議番号3番から10番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道付近で、交通の便が良く、近隣に商業施設もあることから、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号4番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたもの

です。

委員から、申請地西側にある農地の管理について確認があり、申請人から、所有者が現状のまま農地として管理される意向を示された旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は県道に近く、住環境が良いため、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、権利の種類について質問があり、事務局から、申請人は土地の所有者の親族であり、使用貸借で申請されている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号6番も、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在実家に居住していますが、今般、住宅の建設を計画したところ、申請地は県道に近く、住環境が良いことから申請されたものです。

委員から総事業費の内訳について質問があり、事務局から、大部分は住宅の建設費である旨の説明を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は現在、県外に居住していますが、妻の家族を介護するため転入することになり、駐車場が不足することから、申請地を駐車場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「店舗及び駐車場」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は農業のほか、飲食店を営んでいますが、店舗の建設及び駐車場の整備を計画したところ、申請地は国道に隣接していることから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地は交通量が多いことから、造成工事の際は、事故がないよう注意してほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号9番及び10番の2件は、転用目的が「ドッグラン」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、近隣で宿泊施設を営んでおり、申請地は、温泉街も近く、観光客も使用するドッグランに適地と判断し、申請されたものです。

委員から、周囲に設置するフェンスの高さについて質問があり、申請人から、大型犬にも対応できるよう、1.5mの高さを考えているとの回答を得ました。

また、委員から、申請地に挟まれた雑種地についての質問があり、申請人から、活用については遠方に住む所有者と協議をしている途中であり、当面、申請人が草刈り管理を行うことで話をしている旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につ

いて問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この8件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号9番及び10番の2件については、転用目的が「ドッグラン」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号9番及び10番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び20ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1～6

○ **会長**

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から6番までの6件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会副会長**

報告します。

審議番号1番から6番までの6件：48,662㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から6番までの6件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書21ページから30ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～32

○ **会長**

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から32番までの32件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会副会長**

報告します。

審議番号1番から32番までの32件

新規 5件： 36,021㎡

更新 27件： 339,726㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 32 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 32 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 32 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。

審議番号 1 番から 32 番までの 32 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 32 ページをお開きください。

第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

41

○ 会長

審議番号 41 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

[委員 退室]

○ 会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 41 番

更新 1 件： 3,583㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ 会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号 41 番については、計画どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

[委員 入室]

○ 会長

次に、議案書 30 ページから 34 ページまでをお開きください。

第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

33～40、42～45

○ 会長

審議番号 41 番を除く、審議番号 33 番から 45 番までの 12 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 41 番を除く、33 番から 45 番までの 12 件

新規 3 件： 24,864m²

更新 9 件： 46,141m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ること
に決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 12 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 12 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 12 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 41 番を除く、審議番号 33 番から 45 番までの 12 件については、計画
どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 35 ページをお開きください。

第 7 号議案 非農地通知について

1

○ **会長**

第 7 号議案 非農地通知について、審議番号 1 番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会 令和6年1月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会 令和6年1月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時21分 閉会